（公共施設用地の転用の届出）

第八十六条　法第四十条第四項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十八の届出書を提出しなければならない。

（標識の様式及び記載事項）

第八十七条　宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第四十九条の規定により工事主が掲げる標識は、別記様式第二十三によるものとする。

2　土石の堆積に関する工事について、法第四十九条の規定により工事主が掲げる標識は、別記様式第二十四によるものとする。

3　法第四十九条の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　工事主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　工事の許可年月日及び許可番号又は工事の届出年月日

三　工事施行者の氏名又は名称

四　現場管理者の氏名又は名称

五　工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日

六　宅地造成等に関する工事を行う土地の区域の見取図

七　盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ

八　盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積

九　盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

十　工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先

十一　許可又は届出を担当した都道府県の部局の名称及び連絡先

（法第十二条第一項、第十六条第一項、第三十条第一項又は第三十五条第一項の規定に適合していることを証する書面の交付）

第八十八条　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項（同法第八十八条第一項又は第二項において準用する場合を含む。）若しくは第六条の二第一項（同法第八十八条第一項又は第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付を受けようとする者又は畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和三年法律第三十四号）第三条第一項の認定（同法第四条第一項の変更の認定を含む。）を受けようとする者は、その計画が法第十二条第一項、第十六条第一項、第三十条第一項又は第三十五条第一項の規定に適合していることを証する書面の交付を都道府県知事に求めることができる。

（権限の委任）

第八十九条　令第十七条に規定する国土交通大臣の権限は、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

別　記

様式第一

裁　決　申　請　書

裁決申請者　住所

氏名

相　手　方　住所

氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第８条第１項の規定による損失の補償について協議が成立しないので、下記により裁決を申請します。

（新設）

（新設）

（法第八条第一項又は第十二条第一項の規定に適合していることを証する書面の交付）

第三十条　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項（同法第八十八条第一項又は第二項において準用する場合を含む。）若しくは第六条の二第一項（同法第八十八条第一項又は第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付を受けようとする者又は畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和三年法律第三十四号）第三条第一項の認定（同法第四条第一項の変更の認定を含む。）を受けようとする者は、その計画が法第八条第一項又は第十二条第一項の規定に適合していることを証する書面の交付を都道府県知事に求めることができる。

（権限の委任）

第三十一条　令第十四条に規定する国土交通大臣の権限は、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

別　記

様式第一

裁　決　申　請　書

裁決申請者　住所

氏名

相　手　方　住所

氏名

宅地造成等規制法第７条第１項の規定による損失の補償について協議が成立しないので、下記により裁決を申請します。